

3. 学位の審査基準と付記する専攻分野

社会文化科学研究科の学位の審査基準と付記する専攻分野に関する申合せは次のとおりです。

社会文化科学研究科学位の審査基準と付記する専攻分野に関する申合せ

〔改正 平成 19 年 1 月 31 日〕
専攻長会議承認

1. 修士の学位の認定基準

- 1) 論旨と内容が独創的であること。内容が従来の研究のまとめや整理である場合には、その方法や視角の設定に新しさがあること。
- 2) 創意を支える論証が確かであること。
- 3) 使用した資料は提出者が収集したものであること。
使用した資料が従来のものである場合は、その分析が斬新であること。

2. 修士の学位に付記する専攻分野

- 1) (文化科学) は、文化共生・人間共生・地域共生・異文化交流・異文化理解・共生社会の構築に関する新しい複合的・学際的な視点の研究に付与する。
- 2) (文学) (法学) (経済学) は、文学・法学・経済学の各学問分野で行われる伝統的な研究に付与する。
- 3) (経営学) は、経営学や会計学分野の研究に付与するもので、欧米のMBAに対応する。
- 4) (学術) は、文学・法学・経済学の各学問分野で行われる伝統的な研究や共生・異文化交流に関わる研究の枠に収まらない新しい複合的・学際的な視点の研究に付与する。

3. 前期課程の専攻と修士の学位に付記する専攻分野の関係

| | 社会文化基礎学専攻 | 比較社会文化学専攻 | 公共政策科学専攻 | 組織経営専攻 |
|--------|-----------|-----------|----------|--------|
| (文化科学) | ○ | ○ | × | × |
| (文学) | ○ | ○ | × | × |
| (法学) | ○ | ○ | ○ | × |
| (経済学) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (経営学) | × | × | × | ○ |
| (学術) | ○ | ○ | ○ | × |

4. 修士論文に代わる研究報告書とその水準

- 1) 前期課程入学段階で後期課程に進学して博士号取得の意思を有する学生には、5年一貫教育の利点を活かすために、修士論文に代わる研究報告書の提出を認めることができる。
- 2) 修士(経営学)の学位請求についても、修士論文に代わる研究報告書の提出を認めることができる。
- 3) 研究報告書の審査は、厳格に行い、これをもって修士論文の審査に代えることができる。

5. 博士論文の審査基準

- 1) 自立した研究を行う能力や高度の専門的業務に必要な能力を有すると認められる内容であること。
- 2) 論旨が従来の研究のまとめや整理ではなく、独創的であること。
- 3) 創意を支える論証が確かであること。
- 4) 当該研究の属する分野における国内外の学会等に発表して、その論評に耐え得ること。
- 5) 使用した資料は提出者が収集したものであること。使用した資料が従来のものである場合は、その分析が斬新であること。

6. 博士の学位に付記する専攻分野

- 1) (文化科学) は、文化共生・人間共生・地域共生・異文化交流・異文化理解・共生社会の構築に関する新しい複合的・学際的な視点の研究に付与する。
- 2) (文学) (法学) (経済学) (経営学) は、文学・法学・経済学・経営学(会計学を含む)の各学問分野で行われる伝統的な研究に付与する。
- 3) (学術) は、文学・法学・経済学・経営学(会計学を含む)の各学問分野で行われる伝統的な研究や共生・異文化交流に関わる研究の枠に収まらない新しい複合的・学際的な視点の研究に付与する。

4. 学位(博士)の申請要件

博士の学位の申請要件は次のとおりです。

学位の申請要件について

〔平成19年12月26日〕
研究科長裁定

博士の学位を申請する学生は、次のいずれかの要件を満たす業績を学位論文として研究科長に提出しなければならない。ただし、要件のいずれにも該当しない場合で極めて水準の高い学位論文と指導教員が判断した場合は、提出を認められることがある。

1. 文学系講座所属学生

- 1) 論説として公表された又は公表予定の論文2本以上（そのうちの1本は紀要又は学会誌に掲載されたもの）から構成され、全体として学位論文の形式を有するもの
- 2) 国際的な査読付き雑誌に掲載又は掲載予定として受領された1本以上の論文をもとにした学位論文にふさわしい体裁を持つもの

2. 法学系講座所属学生

- 1) 論説として公表された又は公表予定の論文2本以上（そのうちの1本は紀要又は学会誌に掲載されたもの）から構成され、全体として学位論文の形式を有するもの
- 2) 国際的な査読付き雑誌に掲載又は掲載予定として受領された1本以上の論文をもとにした学位論文にふさわしい体裁を持つもの
- 3) 1つの主題について、体系的、論理的、実証性を持つ論を展開している10万字（欧文はそれに相当する）以上の論文で、論説として公表された又は公表予定の1本以上の論文を含んだもの

3. 経済学系講座所属学生

- 1) 論説として公表された又は公表予定の論文2本以上（そのうちの1本は紀要又は学会誌に掲載されたもの）から構成され、全体として学位論文の形式を有するもの
- 2) 国際的な査読付き雑誌に掲載又は掲載予定として受領された1本以上の論文をもとにした学位論文にふさわしい体裁を持つもの

注) 経済学系における公表論文等の定義は次のとおりとする。

公表論文とは次の何れかに該当する論文を指すものとする。

- 1) 当該学術分野において認知された学会或は大学等学術研究機関が発行する学会誌・大学紀要・Discussion paper series等、或はそれに準ずると認められる学術誌に掲載された論文。
- 2) 当該学術分野の研究成果として国内外の出版社から出版された学術書に収録された論文。
なお、公表論文が共著論文の場合は
 - (A) 申請者の貢献範囲を明記した共著論文研究要旨、及び
 - (B) 申請者を除く全共著者の承諾書を添付することを要件とする。なお、(B)の承諾書は次の各項目が全て記載されていること。
 - (ア) 学位申請者が当該共著論文における主たる著者であることを認め、当該論文を学位論文のための主たる論文とすることを承諾すること。
 - (イ) 共著者自身が当該論文を学位論文のための主たる論文として過去及び将来にわたって使用しないことを誓約すること。

II. 授業科目の履修

1. 履修登録

(1) シラバス

授業科目のシラバスは、以下のURLに掲載していますので、各自、確認してください。

http://kymx.adm.okayama-u.ac.jp/hp/contents/syllabus_link.html

(2) Web 入力

前期・後期のそれぞれ指定された期間（履修登録期間）に、履修登録をしてください。この履修登録は、大学内に設置されているパソコンから Web 入力によって行ってください。

留意事項

① Web 入力URL

「<http://kymx.adm.okayama-u.ac.jp/hp/index.html>」です（大学HPの「在学生のためのキャンパスライフ」から「学務システム」にアクセスできます）。

② 履修登録エラー

履修登録をした当日には、履修登録エラーの表示は画面に表示されないため、翌日以降に、Web 画面で自分の履修登録状況を確認してください。もし、履修登録にエラーがあった場合には、必ず履修登録期間内に自分で修正をしてください。なお、この履修登録期間が終了した後も、履修科目変更期間を掲示します。修正がある場合には、履修科目変更願（所定様式）により、大学院係まで申請してください。

③ 集中講義の登録

博士前期課程の集中講義科目については、具体的な日程が確定次第、掲示します。その際に、期間を指定しますので、その期間内に Web 入力によって履修登録をしてください。

(3) 履修登録の遅延

履修登録期間内に履修登録をしなかった場合には、履修が認められません。ただし、授業担当教員が認めた場合には、履修登録願（任意様式：学生本人の理由書に指導教員の意見書を添付したもの）を提出し、教育委員会です承された場合にのみ履修が認められます。

(4) 履修科目変更願の提出遅延

履修科目変更期間内に履修科目変更願を提出しなかった場合には、履修変更が認められません。ただし、授業担当教員が認めた場合は、履修科目変更願（任意様式：学生本人の理由書に指導教員の意見書を添付したもの）を提出し、教育委員会です承された場合にのみ履修変更が認められます。

2. 単位の認定

各授業科目の単位修得における認定は、担当教員が行います。

3. 成績評価等

(1) 成績評価

成績評価については、担当教員が、社会文化科学研究科の理念・目標及び専攻の理念・目標に沿った上で、授業科目の特性に応じた到達目標を設定し、それを基に成績評価基準を決め、その基準にしたがって成績評価を行います。

(2) 到達目標

到達目標は、担当教員が社会文化科学研究科及び専攻の理念・目標を踏まえて、授業の特性に

応じ重点的に評価する項目を設定するものであり、シラバスに明示します。

(3) 成績評価基準

成績評価基準は、到達目標に対する到達度をはかるものであり、シラバスに明示します。

成績の評価は、シラバスに明示した成績評価基準にしたがって厳格に行い、90点以上をA+、80点から89点までをA、70点から79点までをB、60点から69点までをC及び59点以下をFとします。

ただし、必要と認める場合は、A+、A、B、Cの評語に代えて、修了又は認定とすることがあります。

なお、履修登録をしたにもかかわらず、試験を受けていない等で成績評価の必須の資料を欠く場合についてはFとします。

4. 入学前の既修得単位の認定

本研究科に入学する前に、本学又は他大学の大学院（外国の大学院を含む。）等において修得した授業科目は、博士前期課程においては10単位を、博士後期課程においては4単位を限度として修了の要件となる単位として認定することができます。認定を受けようとするときは、入学した年度の指定された期日までに、既修得単位認定願（所定様式）により大学院係で申請手続きをしてください。

5. 他大学の大学院における授業科目の履修

他大学の大学院（外国の大学院等を含む。）における授業科目の履修を希望するときは、履修許可願（所定様式）により指導教員の承認を受けて、研究科長に願い出て、許可を得なければなりません。履修した単位は、博士前期課程においては10単位を、博士後期課程においては4単位を限度として、修了の要件となる単位として認定することができます。

なお、上記を希望する者は、他大学との協議に時間を要しますので、すみやかに大学院係で手続きを行ってください。

6. 他大学の大学院等における研究指導

他大学の大学院（外国の大学院等を含む。）又は研究所等において研究指導を受けようとするときは、研究指導許可願（所定様式）により指導教員の承認を受けて、研究科長に願い出て、許可を得なければなりません。受けた研究指導は、修了の要件となる必要な研究指導としてみなされます。また、許可期間は1年以内です。

なお、上記について希望する者は、他大学の大学院等との協議に時間を要しますので、早急に大学院係で手続きを行ってください。